

【協議事項・資料4】

令和4年度に事業終了させるため、今後のスケジュール（案）のとおり進めてよろしいか。

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
1	【資料4】 18ページ	橋本委員	最終年度での解体撤去は、期限内での事業完了に向けて不可避と考える。	御意見の主旨に沿って対応します。
2	【資料4】 18ページ	橋本委員	スケジュール表のジオキサン対策項目の追加対策欄において、令和4年度においても基準超過に際しては薬剤処理等の実施を検討するとしているので、反映したほうがよいと考える。	御意見の主旨を踏まえ、スケジュール表を修正します。 ※次回協議会で修正資料を配付します。
3	【資料4】 18ページ	颯田委員	汚染水を貯留しておく地下水槽について、建屋解体に含まれるのかどうか明確にしてほしい。地下水槽が撤去されると汚染地下水の扱いも難しくなる。	御意見があった地下水槽は建屋と同一の仮設物として考えており、建屋解体時に撤去します。

【協議事項・資料4】

令和4年4月以降もモニタリング期間に該当する地点があるが、継続して環境基準値を超過するなどの場合は、土壌委員会に協議の上、適切に対応することとし、令和4年4月から水処理施設の解体撤去を進めてよろしいか。

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
4	【資料4】 19ページ	笹尾委員	水処理施設解体後に汚染水の処理が必要になった場合の対応については、いくつかの状況を想定しておく必要があり、その中には青森県側の水処理施設の活用など青森県との事前調整が必要なものもあると考える。	青森県に確認したところ、本県と同様に青森県においても特措法期限内に浄化を完了することを目標に進めている状況とのことです。このため、本県としては、青森県の水処理施設を活用することは難しいと考えています。 本県における水処理施設解体後の不測の事態への対応については、様々な状況を想定し、対策を進めます。
5	【資料4】 19ページ	山本晴美委員 山本わか委員	水処理施設撤去後にジオキサンの処理が必要になる可能性は低いとはいえ、残された期間が少ないことから、不測の事態に備えた態勢で望む必要がある。岩手県が青森県にジオキサン処理を依頼できるのかを早急に青森県と情報連携と協議を行ってほしい。また、その検討状況と結論については、次回協議会で示してほしい。	

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
6	【資料4】 19ページ	颯田委員	ジオキサンが連続して検出された場合の対応のオプションとして、どのような具体的な対策が可能か、実現性も含めて、まとめておくべきと考える。	令和4年度までは、薬剤処理工などの実施を想定しています。
7	【資料4】 19ページ	山本晴美委員 山本わか委員	水処理施設撤去後のジオキサン対策に係る方針については、その具体的内容を早急に整理し、次回の協議会のときに示してほしい。	
8	【資料4】 19ページ	高嶋委員	適切に対応とのことだが、想定される具体的な対応を明記してほしい。	
9	【資料4】 19ページ	生田委員	水処理施設撤去後、1,4ジオキサンが連続して超過した場合どうするのか、原状回復対策協議会に報告してほしい。	御意見の主旨のとおり対応します。

【協議事項・資料5】

令和5年3月で原状回復対策事業を終了した場合における令和5年4月以降の測定計画について、案のとおりとしてよろしいか。

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
10	【資料5】 20ページ	颯田委員	2(4)期間については、「モニタリングの状況を踏まえ検討」という記載がされているが、少なくとも事務局の考えを記述すべきと考える。	土壌委員会において、モニタリングの終わり方について引き続き検討し、協議会に諮ります。
11	【資料5】 20ページ	生田委員	モニタリングの終わり方について地域住民としては、これからもずっと安心が得られるよう、専門的立場から意見を聴きたい。	
12	【資料5】 20ページ	橋本委員	水質測定計画(案)の地下水の項目の最下欄(基準値超過が継続等の井戸)について、協議会としては、現在、「浄化終了判断基準」に従って令和4年度末までに全地点での浄化終了を目指して浄化を実施していると理解している。	御意見を踏まえ、表中から「基準値超過が継続等の井戸」を削除し、表の欄外に「基準達成できない井戸が生じた場合には、当該井戸もモニタリング地点に加えます」と修正します。 ※次回協議会で修正資料を配付します。

【その他(報告事項に対する質問等)】

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
13	【資料3】 14~16ページ	颯田委員	側溝は、跡地の維持管理上重要であり、排水機能が持続し、維持管理が容易なように設計すべきと考える。	御意見の主旨を踏まえ、設計します。

No	資料名 該当ページ	委員名	意見	回答
14	【資料3】 14～16ページ	築田委員	現在、両調整池に堆積している沈殿物の安全性について確認しておく必要があるのではないか。	御意見の主旨を踏まえ、対応します。(沈殿物は堆積土砂と解します。)
15	【資料3】 14～16ページ	高嶋委員	跡地整形の特に表流水対策について、土地所有者が長期不在の場合、あるいは土地所有者の善意を当てにしてすべての計画を立てるのはリスクが大きいのではないかと。	原状回復事業は令和4年度末に終了予定ですが、その時点までに、表流水対策を含め防災対策として必要な土地整形を行っていきます。土地整形事業の概要は、次回協議会に報告します。
16	【資料3】 14～16ページ	颯田委員	跡地利用の事業可能性調査の結果に関わらず、跡地の未来が定まるまで岩手県が跡地を管理するという理解でよいかと。	跡地については、土砂崩壊などの不測の事態に備えるため地形整形を実施して防災対策を講じるほか、事業終了後も一定期間跡地に立入りし、モニタリングを継続して実施することを予定しており、土地差押に伴う地権者への対応とあわせて、適切な対応をしていきます。 さらに、将来的な跡地の利活用についても、現在検討中の水素関連産業の可能性調査を踏まえて対応します。
17	【資料3】 14～16ページ	山本晴美委員 山本わか委員	岩手県が土地を差押えている期間は岩手県が責任を持って管理を行ってほしい。	
18	【参考資料3】 36ページ	橋本委員	跡地での事業可能性調査について、この先進捗した段階で、ワーキンググループ員に報告してほしい。情報交換するような場があった方がよい。	水素関連産業の可能性調査につきましては、その進捗状況を見ながらワーキンググループ員に報告させていただく予定です。その報告の時期については、今後調整します。 なお、周辺地域の農林業など需要施設の検討に当たり、当該調査の受託者が地元事業者に対しヒアリング等を実施する予定となっています。
19	【参考資料3】 36ページ	中澤委員	跡地利活用の決定のスケジュール（具体的には、利活用法の最終決定時期）について協議会での検討が必要と考える。	跡地利活用の最終決定時期については、今年度実施している水素関連産業の可能性調査の結果を見据え、検討ワーキング及び原状回復対策協議会で説明する予定です。
20	その他	生田委員	専門家達の英知を結集し、又、住民のゴミに対する意識改革を図り原状回復に至った大事業を「記録誌」として発行すべきと考える。	これまでに原状回復を図る中で得られた記録・経験・技術的知見を保存し、後世に伝えることは大変意義深いことから、記録誌の発行について、今後、取り組みを進めていきます。